

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 26 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成12年3月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「26,500円」を「32,300円」に改め、同条第2号中「29,500円」を「40,400円」に改め、同条第3号中「44,200円」を「48,500円」に改め、同条第4号中「59,000円」を「51,700円」に改め、同条第9号中「118,000円」を「155,200円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「94,400円」を「103,400円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第11号イ」を加え、同号を同条第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 129,300円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 142,200円

ア 合計所得金額が800万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第9条第7号中「82,600円」を「90,500円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「73,800円」を「80,800円」に改め、同号イ中「又は第8

号イ」を「、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「64, 900円」を「71, 100円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64, 600円

第11条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の第9条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

町田市介護保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,700円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>64,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,100円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>80,800円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第9号イ、第10号イ又は第1</u></p> | <p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>26,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,000円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>64,900円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第7号イ又は第8号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,800円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ <u>又は第8号イ</u>に該当する者を除</p> |

町田市介護保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>1号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 90,500円</u> ア 略 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、<u>次号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(9) 次のいずれかに該当する者 103,400円</u> ア 略 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、<u>次号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(10) 次のいずれかに該当する者 129,300円</u> ア <u>合計所得金額が500万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(11) 次のいずれかに該当する者 142,200円</u> ア <u>合計所得金額が800万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> | <p>く。)</p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 82,600円</u> ア 略 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 94,400円</u> ア 略 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))<u>に該当する者を除く。)</u></p> |

町田市介護保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u> <u>に該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(12) 前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>155,200円</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</u></p> <p><u>第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円</u></p> | <p><u>(9) 前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>118,000円</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> |

町田市介護保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。</u></p> | |